

品質管理システム概要書(2021年9月1日現在)

監査事務所名 あかり監査法人

代表者名 狐塚 利光

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理システムの整備及び運用については、社員総会が社員の中から選任した品質管理担当責任者が責任を負うものとし、品質管理のシステムに関する最終的な責任は、統括代表社員が負うものとしております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続を定め、適切な整備・運用に努めております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則(以下「倫理規則」という。)第2条に基づき、以下の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

- ・誠実性の原則
- ・公平性の原則
- ・職業専門家としての能力及び正当な注意の原則
- ・守秘義務の原則
- ・職業的専門家としての行動の原則

(2) 独立性

当法人は、当法人及び監査実施者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、主に以下の独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

(a) 独立性の確認

独立性のチェックについては、当監査法人の規程に基づき、監査チームにアサインされた時点や意見表明時に「監査人の独立性チェックリスト」(倫理委員会研究

報告第1号)を用いて独立性を確認するとともに、定期的にすべての社員・職員から「監査人の独立性チェックリスト」を入手しています。また、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観が識別された場合には、独立性に対する脅威を受容可能なレベルにまで軽減又は除去するために適切なセーフガードを適用するか、又は適切であると考えられる場合には、当監査法人は監査契約を解除する旨を定めております。

(b) 報酬依存度

監査業務の特定の依頼人に対する報酬依存度(当監査法人の総収入のうち、特定の依頼人からの報酬が占める割合)が一定水準を超える場合には、独立性の阻害要因となるため、阻害要因の重要性の程度を評価し、独立性に対する脅威を受容可能なレベルにまで軽減又は除去するために適切なセーフガードを適用する旨を定めております。

(c) 職業倫理及び監査の品質管理の研修

当法人は、専門要員が職業倫理の徹底及び監査の品質保持を合理的に確保するために、専門要員の職業倫理及び教育研修に関する方針及び手続を「教育研修に関する規程」に定め、専門要員に対して研修履行の必須単位数を定めております。

(d) ローテーションの方針及び手続

監査業務の主要な担当者の長期的な関与に関して「監査責任者等のローテーションに関する規程」を定め、大会社等の監査業務について、倫理規則等で定める一定期間(7会計期間)のローテーションを義務づけております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、監査契約の新規締結の可否を検討する場合及び既存の監査契約の更新の可否を検討する場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を「監査業務の新規受嘱及び継続に関する規程」に定めております。特に契約の新規の締結においては、経営環境の評価を行うとともに、関与先の誠実性、監査体制、利害関係につき検討し、また、監査人交代の場合にはさらに監査基準委員会報告900「監査人の交代」の手続きに従い、その経緯及び過去の監査結果等を総合的に評価することとしております。これら手続を経て監査契約の締結に伴うリスクの程度を評価した上で、上場会社においては社員総会を、非上場会社においてはリスクの程度に応じて社員総会または代表社員を監査契約の新規の締結及び継続における決定機関としております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めており、関与先の誠実性に関する理解を含め、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクの程度を評価することとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する以下の方針及び手続を定めております。

(1) 採用

専門要員を採用する場合には、採用予定者から履歴書を入手して統括代表社員、その他の社員、必要に応じてその他の専門要員も参加して採用予定者と面接を行い、監査に関する必要な知識があり、かつ当法人の品質管理規程を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を対象に採用する方針としております。

(2) 教育・訓練

当法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるため、以下の方法を採用する方針としております。

(a) 職業的専門家としての教育研修

(b) 訓練を含む継続的な職業的専門家としての能力開発

(c) 実務経験

(d) 監査チームの他のメンバーなど、より経験を積んだ専門職員などによる指導

(e) 独立性に関する教育

(3) 評価、報酬及び選任

当法人は、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるため以下の事項を実施することとしております。当法人では、社員総会が下記事項に留意して専門要員の評価を行い、報酬及び昇進を決定する方針です。

(a) 監査業務の実施及び職業倫理（独立性を含む。）に関する当法人の定める方針及び手続を全ての専門要員に理解させること

(b) 専門要員に対して監査業務の実施、職業的専門家としての能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関して、評価及び助言業務を実施すること

(c) 専門要員の昇進を検討する場合には、実施した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む）の遵守状況に関する事項を特に考慮すること

(d) 当法人の方針及び手続を遵守しなければ処分を受けることもあり得ることを専門要員に理解させること

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる適性及び能力を有する専門要員をそれぞれの監査業務に選任する方針であり、監査チームのメンバーの選任については、以下の事項を検討することとして

おります。

- (a) 業務の内容と複雑さの程度が類似した監査業務への従事及び適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度並びにこれまでの実務経験
- (b) 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する理解
- (c) I Tの知識及び会計又は監査の特定の領域を含む適切な専門的知識
- (d) 関与先が属する産業に関する知識
- (e) 職業的専門家としての判断能力
- (f) 当法人の定める品質管理に関する方針及び手続についての理解

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務の対応として、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を「監査業務の実施に関する方針及び手続に関する規程」及び「監査ガイド」に定めております。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問い合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代が含まれております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、不正リスクに適切に対応できるよう、監査責任者が以下の事項を踏まえて監査業務を監督する責任を負うこととしております。

- (a) 監査の進捗状況を把握すること
- (b) 監査チームの個々のメンバーの適性、能力及び経験、個々のメンバーがそれぞれの作業を実施するのに十分な時間が確保されているかどうか、個々のメンバーが各自に与えられた指示を理解しているかどうか、並びに作業が監査計画に従って実施されているかどうかについて検討すること
- (c) 監査の過程で発見された重要な会計及び監査上の問題となる可能性がある事項をより経験のある監査チームのメンバーに報告するように指示し、当該事項の重要性の程度を検討し、監査計画を適切に修正すること

- (d) 専門的な見解の問合せが必要な事項又はより経験のある監査チームのメンバーが検討を必要とする事項を特定すること

また、監査調書の査閲に関しては、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、以下の事項を踏まえて監査の実施中の適時適切な段階で監査調書を査閲する責任を負うこととしております。

- (a) 監査上の判断を要する重要な領域、特に、監査の実施中に識別した専門的な見解の問合せが必要な事項に関連する領域
- (b) 特別な検討を必要とするリスク
- (c) 監査責任者が重要と認識するその他の領域

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、監査チームのメンバーが判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、必要に応じ、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしており、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続として以下のように定めております。

- (a) 専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること
- (b) 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、十分な人材等を確保すること
- (c) 専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者が同意すること
- (d) 専門的な見解の問合せから得られた見解に対処すること

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する方針としております。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、監査証明書を交付するすべての監査業務について、当法人内の監査チームメンバー外の者で公認会計士である社員の中から審査担当社員（レビュー・パートナー）を社員総会で選任し、審査を行う方針としております。

審査は、通常、重要な事項についての監査責任者等との討議、財務諸表や内部統制報告書と監査報告書案の検討（特に監査意見についての十分な検討）及び監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討により行われ、審査の

範囲は、監査業務の複雑性、企業が大会社等であるかどうかや不適切な監査報告書が発行されるリスクを考慮して決定する方針であります。審査においては、以下の事項が検討されます。

- (a) 独立性に関する監査チームの評価
- (b) 重要な判断に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか
- (c) 監査の実施中に識別された特別な検討を必要とするリスク及び当該リスクに対する対応
- (d) 監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処
- (e) 専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について適切な専門的な見解の問合せが行われたかどうか、及び専門的な見解の問合せから得られた結論
- (f) 審査のために選定した監査調書は、重要な判断に関して実施した監査手続とその結論が適切に記載されており、監査意見の形成を裏付けるものであること
- (g) 財務諸表（案）及び内部統制報告書（案）
- (h) 発行する監査報告書が適切であること
- (i) 前項に記載されている事項に加えて、監査チームが行った重要な判断について、以下の事項が含まれることがある。
 - (ア) 監査基準委員会報告書315「企業および企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に準拠して監査中に識別された特別な検討を必要とするリスク、同330「評価したリスクに対応する監査人の手続」に準拠した当該リスクに対する対応、及び同240「財務諸表監査における不正」に準拠した監査チームの不正リスクの評価と対応
 - (イ) 監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容（監査期間中に行われた重要な修正を含む。）
 - (ウ) 監査上の判断、特に監査上の重要性及び特別な検討を必要とするリスクに関して行った判断
 - (エ) 監査の実施中に識別した修正された又は未修正の虚偽表示に関する重要性の判断及びその対処
 - (オ) 経営者及び監査役等（該当する場合、規制当局などの第三者も含む。）に伝達する事項

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、これに対応するため、十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任する方針であります。審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討する必要があります。審査において検討され評価される事項には、例えば、以下の事項が含まれます。

- (a) 修正後の監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容
- (b) 監査上の判断、特に重要性及び重要な虚偽表示の発生可能性に関して行った判断
- (c) リスク対応手続の種類、時期及び範囲
- (d) 入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか
- (e) 専門的な見解の問合せの要否及びその結論
- (f) 不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示が発生した場合には、監査責任者は、当該不正による重要な虚偽表示について検討した結果を監査意見表明前に社員会に対して報告し、監査事務所として十分な検討を行う方針であります。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、該当する場合、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに監査責任者又は品質管理担当責任者が報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとる方針としており、手続を以下のように定めております。

- (a) 専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。
- (b) 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルについては、監査報告書を発行した日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書を発行した日）から60日以内に、監査ファイルの最終的な整理を完了することとしています。監査調書の保存期間については、最終的な整理が完了した後10年間としております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。上記プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価、及び、監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに1つの完了した監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続が含まれます。

品質管理の方針及び手続の遵守に関して品質管理のシステムの監視を行う目的は、①職業的専門家としての基準及び適用される法令等が遵守されているかどうか

か、②品質管理のシステムが適切に整備され有効に運用されているかどうか、③品質管理の方針及び手続が適切に遵守されており、発行する監査報告書が状況に応じて適切であるかどうか、にあり、品質管理のシステムの整備状況の適切性と運用状況の有効性の双方について実施されます。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスクへの対応として、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめる方針としております。

- (a) 監査契約の新規の締結及び更新
- (b) 不正に関する教育・訓練
- (c) 業務の実施（監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報のへの対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）
- (d) 監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響の評価については、品質管理担当責任者が判断する方針としています。当該不備が、速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備と判断された場合には、品質管理担当責任者は、改善を要する事項を検討し、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達する方針であります。

当法人は、発見された不備に対する適切な是正措置には、以下のうち一つ又は複数の事項を含める方針としております。

- (a) 関係する監査業務又は専門要員に対する適切な是正措置の実施
- (b) 訓練や職業的専門家としての能力開発に関する責任者への発見事項の伝達
- (c) 品質管理の方針及び手続の変更
- (d) 当法人の方針及び手続に違反する者、特にそれを繰り返す者に対する懲戒処分

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、以下の事項に関して、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。

- (a) 当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て
- (b) 当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て
- (c) 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

当法人は、不服と疑義の申立てがあった場合には、速やかにその内容を吟味し、関連する監査チームへの質問、必要と認める場合には、関連する書類等を閲覧して、

不服と疑義の申立てを調査する方針です。当該調査は、調査の対象となった監査業務に従事していない者の管理下で行うこととし、必要に応じて法律専門家を関与させる方針です。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定めております。

- (a) 不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。
- (b) 当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。
- (c) 監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理本部に書面で報告する。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、以下の方針及び手続を定めております。

- (1) 当法人は、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続として、当法人における規程に留意するとともに、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠するものとする。
- (2) 品質管理担当責任者は、監査人の交代に際して前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての監査業務の引継に関して、当該監査業務の引継が、(1)に記載した当法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめなければならない。
- (3) 当法人が後任監査人となる場合で、監査業務の引継を行う時点で、監査責任者がまだ決まっていない場合には、統括代表社員は、その引継を実施する責任者を選任する。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告されていることを監査責任者が確認する方針としております。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するも

のであるかどうかを、当法人が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめる方針としております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。